

包括外部監査人の監査の結果に基づき又は結果を参考として  
措置を講じた旨の通知に係る事項の公表

総コ第 175 号  
令和 3 年 10 月 18 日

横浜市代表監査委員  
藤野 次雄 様

横浜市長 山中 竹春



包括外部監査の結果に基づく措置等について（通知）

地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたので、その旨を別添のとおり監査委員に通知します。

担 当：総務局コンプライアンス推進室 高橋、埋田、伊藤  
電 話：671-2329  
e-mail：so-comp@city.yokohama.jp

包括外部監査・措置済み案件一覧

| NO | 年度  | 監査対象区局名 | 区分   | 掲載<br>ページ | 対象課または所管課、<br>外郭団体等の名称    | 表題等                    | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 措置の内容等                                                                                                                                                                                                |
|----|-----|---------|------|-----------|---------------------------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | R02 | 環境創造局   | 指摘 1 | 42        | 経理経営課<br>(企業会計担当)         | 物品企業出納員の<br>引継手続について   | 平成31年4月1日付けで、以下の物品企業出納員の人事異動があり、いずれも物品企業出納員事務引継書(第1号様式の3)が作成されていた。<br>・水再生センター長（南部、港北、西部）<br>・下水道センター長（南部）<br>・土木事務所副所長（神奈川、中、南、港南、保土ケ谷、緑、青葉、都筑、瀬谷）<br>このうち、神奈川土木事務所の物品企業出納員の人事異動にあたり作成された、物品企業出納員事務引継書(第1号様式の3)については、後任者が作成し回議されているが、回議したことを示す所管課長（副所長）による押印が、平成31年3月31日まで在籍していた前任の所管課長（副所長）によるものであることから、後任の所管課長（副所長）が回議のルートから外れており、必要な承認が得られていない。<br>物品企業出納員は、市の下水道事業に係る物品の出納及び保管に関する事務をつかさどるために設置された重要なポストであり、その者が行う業務の引継ぎは、質の高い市民サービスの水準を維持するうえで重要な手続であることから、業務の引継ぎが適切に実行されることを担保するため、局長まで回議されることとなっていると考えられる。<br>今後は、回議の中で必要な承認者に回議されているかどうか、より慎重に確認を行う必要がある。 | 令和2年11月に、後任の所管課長の承認を得て、適切に押印しました。<br>また、令和3年3月に、物品企業出納員等の引継依頼通知に、押印者について、前任者のみではなく後任者も回議する旨の注記を追加しました。                                                                                                |
| 2  | R02 | 環境創造局   | 指摘 2 | 43        | 管路保全課                     | 管路保全課における現金の現在高の照合について | 管路保全課では、現金について月次でつり銭資金管理簿を作成し照合の証跡を残しているとの回答を得たが、日次でその現在高を帳簿と照合していない。<br>現金は受渡しの誤りが発生しやすいこと、また盗難のリスクが高いことから、事故が発生した場合には、市民に対する不利益を与え、市民からの信頼に影響を与える可能性がある。市民の利害に直結する資産を保全するため、厳重に現物の管理を行うとともに、常にあるべき残高を把握し、財務規則第25条第1項に基づき、日次で現金の現在高と帳簿を照合する必要がある。<br>また、同規則に規定はないが、上述の資産の保全が適切に実行され、有効に機能していることを継続的に事後評価できるようにするため、日次における照合の証跡を残すことが望ましい。                                                                                                                                                                                                                         | 令和2年12月から令和3年3月末まで、日次で現金の現在高と帳簿の照合を行いました。<br>また、従来から口座振替又は納入通知書を金融機関へ持参して支払っていただくよう周知を行ってきたため、令和3年4月1日よりつり銭の取扱いを終了しました。                                                                               |
| 3  | R02 | 環境創造局   | 指摘 3 | 47        | 経理経営課<br>(使用料出納担当・企業会計担当) | 月次試算表の作成<br>及び提出について   | 市長が適時に事業の財政状態、事業活動等を把握することは、業務の効率的かつ効果的な遂行のため、また財務報告の信頼性を確保するために重要である。<br>業務の効率的かつ効果的な遂行のため、また財務報告の信頼性を確保するために、地方公営企業法第31条及び財務規則第154条で規定されているとおり、局長は月次試算表を翌月20日までに作成し、市長に提出する必要がある。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 令和3年3月分から、月次試算表を作成し、翌月20日までに市長（財政局）に提出することとしました。                                                                                                                                                      |
| 4  | R02 | 環境創造局   | 指摘 5 | 63        | 管路保全課                     | 規定されている貸付条件の確認について     | 実質的に信用に関する確認をすることなく貸付している状況にあると考えられ、結果として、3年間という比較的短期の貸付金の償還期間にかかわらず、一定の滞納や不納欠損額が継続的に発生している。<br>処理区域となり水洗化工事が義務付けられた場合において、使用者の水洗化工事を推進する意義は認められるが、市の「未収債権整理促進のための取組方針」として、「滞納発生の未然防止」の中で「制度の周知や法令等に基づく適正な審査・確認を徹底する。また、保証人等の設定など、滞納時に備えた事前の対策を行う。」と定められていること、貸付金制度を利用する方は少数に留まる状況も踏まえ、貸倒リスクを回避することにも配慮し、市税の滞納等がないことを確認することも含め、貸付金希望者の償還能力及び連帯保証人の保証能力について判定した上で貸付することを検討すべきである。                                                                                                                                                                                   | 令和3年8月から、貸付希望者の償還能力及び連帯保証人の保証能力の有無を判定するため、双方に「市民税・県民税課税（非課税）証明書」又は「源泉徴収票」を提出させ、収入の有無を確認することで償還能力及び保証能力を判定することとしました。<br>また、納税証明書の提出を求めることとし、市税の滞納状況を確認することとしました。<br>併せてマニュアルの見直しを行い、関係部署へ周知を行いました。     |
| 5  | R02 | 環境創造局   | 指摘 6 | 108       | 下水道設備課                    | 発議書の不備について             | 発議書は事業者とのやり取りを記録する文書であるとともに、市の決裁文書としての機能を有している。そのため、事業者から提出された書類について、市がどのように処理・回答したのかを明確に記載し、適切な承認過程を経ていること確認できるように、文書管理を徹底する必要がある。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 指摘のあった北部汚泥資源化センターの汚泥処理・有効利用事業について、発議書の「処理・回答内容」の記載漏れや押印漏れを防ぐため、令和3年3月から担当者（起案者）のセルフチェックと供覧時のチェックを徹底しました。併せて、発議書の様式・部数等について事業者と協議の上、最小限の部数とし、令和3年から毎年9月に行われる文書整理時期における定期的な点検を実施することで、文書管理を徹底することとしました。 |

| NO | 年度  | 監査対象区局名 | 区分     | 掲載<br>ページ | 対象課または所管課、<br>外郭団体等の名称 | 表題等                                         | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 措置の内容等                                                                                                                                                                                                                           |
|----|-----|---------|--------|-----------|------------------------|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6  | R02 | 環境創造局   | 指摘 7   | 110       | 下水道施設管理課               | 処理印を用いた供<br>覧文書の供覧日及<br>び供覧済み日の記<br>載漏れについて | 事業者から提出された書類について、適切な供覧過程を経ていること確認できるように、行政文書取扱規程に基づき処理印を用いた供覧文書に供覧日及び供覧済み日を記載する必要がある。<br>なお、処理印を用いた供覧文書の供覧日及び供覧済み日の記載漏れが発生している原因として、チェック不足が挙げられているため、供覧時のダブルチェックや文書整理時期における定期的な点検等、文書管理を強化することが望まれる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 指摘のあった南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業について、処理印を用いた供覧文書に供覧日、及び供覧済み日の記載漏れが発生しており、供覧時のチェック不足が原因だったため、令和3年3月から担当者（起案者）のセルフチェックと供覧時のチェックを徹底しました。併せて、令和3年から毎年9月に行われる文書整理時期における定期的な点検を実施することで、文書管理を強化することとしました。                                     |
| 7  | R02 | 環境創造局   | 指摘 8   | 111       | 下水道施設管理課               | モニタリング実施<br>計画書と実際の運<br>用の齟齬について            | モニタリング実施計画書における日々の提出書類が、実際の運用における日々の提出書類と異なるため、事業者と協議の上、両者を整合させる必要がある。<br>なお、モニタリング実施計画書は、事業契約等が変更された場合のほか、内容の見直しによりモニタリングによる効果が期待できる場合にも改定を行うことが必要であり、今後は、実際の運用状況を踏まえて適時に見直しを図ることが望まれる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 指摘のあった北部汚泥資源化センター汚泥処理・有効利用事業、及び南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業について、モニタリング実施計画書における日々の提出書類が、実際の運用と異なっていたため、受託企業の管理運営状況を事業者がセルフモニタリングを実施していることが確認できるように、令和3年8月の日報からセルフモニタリング結果報告欄を明記しました。今後も実際の運用状況を踏まえてモニタリング実施計画書と整合が取れるよう適宜に見直しを図ることとしました。 |
| 8  | R02 | 環境創造局   | 指摘 9   | 113       | 下水道施設管理課               | 計算書類等の提出<br>期限について                          | 市は、事業契約書に定められた計算書類等の提出期限が順守されるよう、事業者への催促、指導等を実施する必要がある。また、やむを得ない事情があり遅延した場合等は、発議書に遅延理由等を記載すべきである。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 指摘のあった南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業について、事業者への指導が行き届いておらず、令和元年度の計画書類は提出が遅延してしまったため、事業者への指導を実施しました。<br>なお、令和3年度の事業契約書に定められた財務状況に関する計算書類等については、期限内の令和3年6月末に書類が提出されました。                                                                       |
| 9  | R02 | 環境創造局   | 指摘 1 0 | 120       | 下水道施設管理課               | 水再生センターの<br>紙のマニュアルに<br>ついて                 | 中部水再生センターの紙の「各種手順書ファイル」「大雨危機管理マニュアル」「地震関連・点検マニュアル等」及び「BCP 中部水再生センター版 第1版（平成25年9月）」について、内容が更新されていない部分がある。<br>マニュアルの改訂履歴を明示するとともに、連絡網など随時改訂が必要な部分を明らかにしておき、内容に変更があった場合には適時に改訂し、常に最新の内容としておくべきである。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 令和3年5月に当該マニュアルの改訂を行い、内容の更新及び改訂履歴明示等の対応を実施しました。また、連絡網（緊急連絡系統図）等は頻繁に差し換えが必要なため、別途管理して常に最新の内容となるようにしました。                                                                                                                            |
| 10 | R02 | 環境創造局   | 指摘 1 1 | 139       | 下水道事業マネジメ<br>ント課       | 「下水道BCP」の<br>改訂・見直しにつ<br>いて                 | 「下水道BCP」は平成25年度より市民に公表されているものであり、平成26年の改訂以降、公表されている「下水道BCP」が改訂されていないことは事実である。BCPは突然に起こり得る災害時にその真価が問われるものであるため、いつ何時、災害が起ころうとも対応できる実効性のあるBCPとするには適時適切な改訂が必要である。また、そのような体制が構築されていることを市民に示す必要があるため、現在改訂を進めている下水道BCPを速やかに公表すべきである。                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 近年の自然災害での被害傾向や新市庁舎への移転等を踏まえた見直しを実施し、令和3年3月に「横浜市下水道BCP【地震・津波編】－第3版－」として改定・公表し、併せて、新たに「横浜市下水道BCP【水害編】－第1版－」を策定・公表済みです。                                                                                                             |
| 11 | R02 | 環境創造局   | 指摘 1 2 | 147       | 下水道事業マネジメ<br>ント課       | 下水道BCPにおけ<br>る参集訓練内容の<br>記載について             | 「下水道BCP」は、災害が発生した際にリソース（ヒト、モノ、情報等）の制約がある中で、震災後に確保すべき下水道機能にかかる業務を「誰が、いつまでに、どのレベルで、何をするか」ということなどを具体的に定めたものとして、市民に対して広く公開されている計画であり、市民に対する説明責任を果たしている文書である。そこに記載された参集訓練についても、どの程度の過酷さをもって日常的な訓練を実施しているかを説明したものと考えられる。<br>現状の「下水道BCP」における参集訓練の内容についての記載を見ると、環境創造局では参集訓練の実施にあたっての水準として、公共交通機関の利用を除いていると読み取れるが、実際の訓練時には公共交通機関の利用を容認しているという事実がある。本来であれば公表された「下水道BCP」の記載に従って訓練を実施すべきと考えられるが、記載内容が実際の訓練方針に一致していないということであれば、「下水道BCP」にその旨を記載する、「下水道BCP」を掲載してあるホームページに記載する等、何らかの方法で参集訓練時に公共交通機関が利用される場合もある旨を市民に対して伝える必要がある。 | 横浜市下水道BCPでは参集訓練について、全市的に実施している既存の訓練として記載しており、新たにルールを定めているものではありませんが、誤解を招く内容を修正し、令和3年3月に「横浜市下水道BCP【地震・津波編】－第3版－」、「横浜市下水道BCP【水害編】－第1版－」を公表しています。                                                                                   |

| NO | 年度  | 監査対象区局名 | 区分     | 掲載<br>ページ | 対象課または所管課、<br>外郭団体等の名称 | 表題等                        | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 措置の内容等                                                                                                          |
|----|-----|---------|--------|-----------|------------------------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 12 | R02 | 環境創造局   | 意見 1   | 43        | 経理経営課<br>(使用料出納担当)     | 経理経営課における現金の現在高の照合について     | 経理経営課では、現金について日次でその現在高を帳簿と照合しているとの回答を得たが、金種表を作成する等、照合の証跡を残していない。なお、月次及び現金に動きがあった際には、つり銭資金管理簿を作成し照合の証跡を残している。<br>現状、資産の保全のために日次で現金の現在高を帳簿と照合する統制活動をとっているが、当該統制活動が有効に機能していることを継続的に事後評価するため、日次における照合の証跡を残すことが望ましい。                                                                                                                                                           | 過去に使用実績がほとんどない状況や、現金保管におけるリスク回避の観点から、また、従来から口座振替又は納入通知書を金融機関へ持参して支払っていただくよう周知を行ってきたため、令和3年4月1日よりつり銭の取扱いを終了しました。 |
| 13 | R02 | 環境創造局   | 意見 2   | 43        | 経理経営課<br>(使用料出納担当)     | 経理経営課における預金の現在高の照合について     | 経理経営課では、毎月末現在において当該銀行の通帳または現在高証明書と帳簿を照合し、現在高証明書及び帳簿等の資料を課長までの決裁を経た上で監査事務局に提出しているとの回答を得たが、照合の証跡は残していないとの回答を得た。<br>現状、資産の保全のために毎月末現在において当該銀行の通帳または現在高証明書と帳簿を照合する統制活動をとっているが、当該統制活動が有効に機能していることを継続的に事後評価するため、照合の証跡を残すことが望ましい。                                                                                                                                                | 照合の証跡である日計表（財務会計）と銀行の残高証明書を添付して照合した旨の課長決裁を経た上で、令和3年3月に監査事務局に提出しました。                                             |
| 14 | R02 | 環境創造局   | 意見 3   | 44        | 経理経営課<br>(企業会計担当)      | 帳簿の誤記訂正の規定について             | 現状、下水道事業の財務事務は財務会計システムにより実施されている。帳簿の誤記訂正については、財務会計システム上の帳簿の記載に含まれる金額や勘定科目の訂正に関しては、訂正用の伝票（振替伝票）を起票し、訂正前の履歴を残すことにしており、過去に遡って誤った処理の消去はしないこととして運用されている。<br>帳簿の誤記訂正の規定は、市民をはじめとする多くの利害関係者に対して不測の損害を与えないために確保すべき、財務報告等の信頼性を担保するものである。<br>現状、財務報告等の信頼性の確保のため、紙面の帳簿の作成を前提とした財務規則第13条の趣旨に則り、財務会計システム上の運用が行われているが、現状のICT（情報通信技術）環境を踏まえ、財務規則第13条については財務会計システムの利用を前提とした規定に見直すことが望ましい。 | 今回の財務規則の改正の際に、当該意見の項目も含めて改正を行います。                                                                               |
| 15 | R02 | 環境創造局   | 意見 4   | 45        | 経理経営課<br>(企業会計担当)      | 賞与引当金の計上根拠について             | 現状、賞与引当金については、計算プロセスが明記されているExcelシートが担当者間で引き継がれている。当該Excelシートにより、賞与引当金の正確な計算は可能であるが、当該Excelシートは担当者間で引き継がれている計算ツールであり、環境創造局でオーソライズされたものではない。<br>市民をはじめとする多くの利害関係者に対して不測の損害を与えないよう、財務報告等の信頼性を適切に担保するため、当該Excelシートの内容を環境創造局内でオーソライズされた取扱要領等として文書化し、これが有効に機能していることを継続的に事後評価することが望ましい。                                                                                         | 令和3年5月に、賞与引当金及び退職給付引当金取扱要領を制定しました。<br>また、継続的な事後評価のため、引当額の算出方法の妥当性について毎年度確認することとしました。                            |
| 16 | R02 | 環境創造局   | 意見 5   | 47        | 経理経営課<br>(企業会計担当)      | 月次試算表の局長への提出について           | 市長が適時に事業の財政状態、事業活動等を把握することは、業務の効率的かつ効果的な遂行のため、また財務報告の信頼性を確保するために重要である。これは局長についても同様である。<br>業務の効率的かつ効果的な遂行のため、また財務報告の信頼性を確保するために、局長への月次試算表の提出日を記録し、月次試算表を適時に提出していることを継続的に事後評価することが望ましい。                                                                                                                                                                                     | 令和3年3月分から、月次試算表を作成し金銭企業出納員から局長に提出した上で、翌月20日までに市長（財政局）に提出することとしました。                                              |
| 17 | R02 | 環境創造局   | 意見 6   | 49        | 経理経営課<br>(企業会計担当)      | 決算資料の提出について                | 決算資料には環境創造局の努力により決算期間中の早い時期に準備可能なものから、環境創造局の努力で早期に準備することが難しいものまで様々なものがあることから、全ての決算資料の提出期日を一律に定めている財務規則第155条の決算資料の提出期日については、決算実務に則した形で見直すことが望ましい。                                                                                                                                                                                                                          | 今回の財務規則の改正の際に、当該意見の項目も含めて改正を行います。                                                                               |
| 18 | R02 | 環境創造局   | 意見 9   | 59        | 経理経営課<br>(使用料出納担当)     | より早い段階での水道局・環境創造局の連携方法について | 2年近くにわたる未納期間により滞納債権が蓄積したこともあり、多額の債権について、回収するための有効な手段が既に見当たらないのが現状である。このような状況を防止し、他の一般利用者との公平性を確保するためには、より早い段階での債権回収に関する水道局・環境創造局の連携方法を検討することが望ましい。                                                                                                                                                                                                                        | 連携方法について水道局と協議し、「環境創造局において行うことが徴収上適切と判断されるもの」を明文化し、令和3年7月から運用開始しました。                                            |
| 19 | R02 | 環境創造局   | 意見 1 0 | 63        | 管路保全課                  | 貸付条件について                   | 処理区域となり水洗化工事が義務付けられた場合において、使用者の水洗化工事を推進する意義は認められるが、市税を滞納している申請者にまで追加の貸付金制度の利用を認めることは、公平性の観点において課題となり得る。<br>貸付条件として、市税の滞納等の有無を問わない是非については、検討することが望ましい。                                                                                                                                                                                                                     | 令和3年8月から、貸付条件として納税証明書の提出を求めることとし、市税の滞納状況を確認した上で貸付の可否を判断するよう条件を見直しました。                                           |

| NO | 年度  | 監査対象区局名 | 区分     | 掲載<br>ページ | 対象課または所管課、<br>外郭団体等の名称 | 表題等                             | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 措置の内容等                                                                                                                                                                                          |
|----|-----|---------|--------|-----------|------------------------|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 20 | R02 | 環境創造局   | 意見 1 2 | 106       | 下水道施設管理課               | 消化ガス発電設備整備事業におけるモニタリング実施計画書について | 消化ガス発電整備事業のモニタリングについて、市と事業者で合意したモニタリング実施計画書が作成されていないため、市又は事業者の担当者が交代することによりモニタリングの実施方法が変わることで、モニタリングの水準が一定に保たれない可能性がある。<br>市と事業者で合意した実施方法や提出書類等を詳細に記載したモニタリング実施計画書を作成することで、モニタリングの水準を一定に保つことが望ましい。                                                                                                                                                                  | 指摘のあった北部汚泥資源化センター消化ガス発電設備整備事業について、市と事業者で合意したモニタリング実施計画書が作成されておらず、モニタリングの水準が一定に保たれない可能性があったため、令和3年8月に事業者合意のうえ、モニタリング実施計画書を作成し文書の取り交わしをしました。                                                      |
| 21 | R02 | 環境創造局   | 意見 1 3 | 108       | 下水道設備課                 | 発議書様式の見直しの検討について                | 発議書の記載漏れや押印漏れが発生している原因として、市保管分と事業者返却分で同じ様式を用いていることが挙げられている。<br>事業者返却分に市の決裁過程を残す必要性も乏しく、事務処理の適正化及び簡素化の観点から、市保管分と事業者返却分で様式を分けるなど、発議書の記載内容及び様式の見直しを検討することが望ましい。                                                                                                                                                                                                        | 指摘のあった北部汚泥資源化センターの汚泥処理・有効利用事業について、発議書の「処理・回答内容」の記載漏れや押印漏れを防ぐため、令和3年3月から担当者（起案者）のセルフチェックと供覧時のチェックを徹底しました。併せて、発議書の様式・部数等について事業者と協議の上、最小限の部数とし、令和3年9月からの文書整理時期における定期的な点検を実施することで、文書管理を徹底することとしました。 |
| 22 | R02 | 環境創造局   | 意見 1 7 | 132       | 下水道事業マネジメント課           | 目標のPDCAサイクルの構築について              | 経営戦略取りまとめ部門としては、未達成の項目は少ないものと把握しているとのことであるが、セルフチェックによっているため、定性的目標の達成状況については、担当部門以外の客観的チェックがなされていない状況にある。<br>経営戦略で掲げた目標（特に定性的目標）の達成状況をより分かりやすく客観的に市民に説明するため、また、担当部門だけの偏った評価がなされたりしないようにするため、さらには、担当部門に目標達成のための効果的なフィードバックを実施していく上でも、今後、例えば、定性的目標も含めた取りまとめ部署による二次チェックを実施するなど、目標についてPDCAサイクルに基づく評価が明瞭となるような体制構築を検討することが望ましい。                                           | 令和2年度に行った中期経営計画2018の中間振り返りでは、取りまとめ課による達成状況の確認（二次チェック）を実施しました。<br>また、中間振り返りは、中期経営計画のPDCAに基づく評価の一環であるため、その旨がわかるよう中間振り返りの冊子に明示しています。                                                               |
| 23 | R02 | 環境創造局   | 意見 1 9 | 148       | 総務課<br>下水道事業マネジメント課    | 訓練実施計画・結果表の記載内容について             | 参集訓練は被災後の公共交通機関が途絶した状況での参集を想定したものであり、通常の通勤通りの経路、移動方法で参集した場合には何の訓練にもならないのであるから、実効性のある訓練とするには、実施通知に記載はなくとも、自転車等、利用可能な移動方法を限定した上で実施すべきである。また、前述のように実施者の負担を鑑みて公共交通機関の利用を容認する場合には、少なくとも何回かの訓練に分けてすべての経路を歩いて確認するとし、訓練報告にて経路を明確に記載することを求め、すべての経路を歩いたことを確認できる等、実施の方法を検討すべきと判断される。実効性のある訓練を行うことが訓練の本旨であるから、通知に記載のない内容については環境創造局として自主的に判断を行い、訓練に必要な手順を補足して実効性のある訓練とすべきと判断される。 | 市全体で実施している動員訓練の実施にあたっては、令和3年8月に、実効性を高められるような内容の検討（各職員の実施した動員訓練内容を職場内で共有し、被災時における職場や動員先への参集状況のシミュレーションを行うなど）を行いました。                                                                              |
| 24 | R02 | 環境創造局   | 意見 2 1 | 161       | 下水道事業マネジメント課           | 確率降雨の継続的な検証について                 | 下水道における浸水対策の基礎となる確率年別降雨強度については、全国的に大雨の発生頻度が増加傾向を示していること及び横浜市において過去30年間で年間最大雨量が1時間当たり70mmを超える年が4回発生していること等から、今後も引き続きデータの蓄積を進め、確率降雨の検証をしていくことが望ましい。また、温室効果ガスの蓄積による世界的な気候変動で平均気温の上昇傾向や降雨量の増加傾向が観測されている現状を考慮し、観測期間の起点も含め、算定の前提となる仮定や算定方法が適切であるか、最新の知見も踏まえて継続的に検討することが望ましい。                                                                                              | 気候変動を踏まえた確率年別降雨強度の設定については、国が示す提言やガイドライン等の動向も踏まえ、引き続き検討を進めます。                                                                                                                                    |
| 25 | H28 | 交通局     | 指摘15   | 136       | 自動車本部路線計画課             | 営業係数が高い路線への適時の対策について            | 路線別収支において、294系統（新杉田駅前～富岡バスターミナル）は平成18年度に旧61系統の路線退出時にその一部を存続させた路線であるが、平成26年度の営業係数は255となっている。平成21年度に路線の減便を実施し、1日8循環から4循環に見直しがされているが、その後の見直しや対策が取られずに係数が悪化しているため、廃止を含めた対策を検討することも必要である。                                                                                                                                                                                | 294系統については、区役所や沿線地域との調整を行い、令和3年7月10日の運行をもって路線を廃止しました。                                                                                                                                           |